## 農業資材審議会 農業機械化分科会検査部会

## 農林水産省生産局

農業資材審議会 農業機械化分科会検査部会

平成17年12月13日(火)

 $13:58\sim15:26$ 

農林水産省第2特別会議室

## 議 事 次 第

- 1. 開会
- 2. 挨拶
- 3. 出席者の紹介
- 4. 議事
- (1) 平成18年度において型式検査を行う農機具の種類案について
- (2)型式検査の主要な実施方法及び基準の改正案について
- (3) その他
- 5. 閉会

○川本技術対策室長 時間まで若干ございますが、委員の皆様方おそろいのようですの で、只今から農業資材審議会農業機械化分科会検査部会を開催致します。

私は、農産振興課で機械の方を担当しております技術対策室長の川本であります。よろしくお願い致します。

本日は、委員の皆様方、年末でご多忙中のところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

現在、委員定数10名のところ8名の委員のご出席をいただいており、過半数を満た しておりますので、この部会が成立していることをまずお知らせ致します。

また、本日ご審議いただく部会としての諮問の議決につきましては、親の審議会、 農業資材審議会の議決とすることができることになっておりますので、予めご了承い ただきたいと思います。

それでは、本日、ご出席をいただいております委員の方々のご紹介をさせていただきます。私の左手の方からご紹介申し上げます。

五十嵐委員であります。

小田林委員であります。

尾野村委員であります。

児玉委員であります。

笹尾委員であります。

瀬尾委員であります。

富樫委員であります。

中野委員であります。

委員の方々は以上でございます。

本日は、菊池委員、横山委員が所用によりご欠席と伺っております。

なお、菊池委員は、北本委員にかわりまして、今回から新たにこの検査部会に所属 していただくことになっております。

本部会に先立ちまして10月4日に検査部会の小委員会が開催されておりまして、当 部会へご報告いただくということで瀧川専門委員にご出席いただいておりますので、 ご紹介致します。

また、オブザーバーということで、生研センター評価試験部より森本部長にご出席 いただいておりますので、あわせてご紹介申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、農林水産省審議官、吉田より御挨拶を申し上げます。

○吉田審議官 会議に先立ちまして一言御挨拶申し上げます。

検査部会を開催致しましたところ、先ほど進行役の室長の方からお話がありました ように、年末何かと大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうござい ます。

また、日頃から農政の推進につきまして格別のご理解、ご協力を賜っておりますことにつきましても重ねて御礼を申し上げたいと思います。

本日、ご審議いただく内容等につきましては、先ほど説明がありましたように、7月に開催致しました第1回の検査部会におきまして、型式検査の一層の効率化・簡素化を図る観点から、申請者が自ら作成した試験データを活用するといった点、また、オフロード車の排出ガス規制に対応するための型式検査の主要な実施方法及び基準の改正を行うこととしてご審議をいただいたわけでございます。いろいろご意見をいただきました。その頂戴致しましたご意見を踏まえまして、10月に小委員会を開催致しまして、改正案を終えることができましたので、当該案を今回説明致しまして、ご審議をいただきたいと考えております。

それから、18年度における型式検査を行う農機具の種類でございますが、これも第1回の部会でご説明申し上げましたとおり、17年度と同様の種類とさせていただくこととしておりますので、どうかよろしくお願い致します。

最後になりますが、委員の皆様方におかれましては、引き続き農業機械化推進の観点から、この委員会で忌憚のないご意見をいただくとともに、今後ともさまざまな面でご協力いただくことを心からお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日はどうかよろしくお願い致します。

○川本技術対策室長 それでは、資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元 に配付資料一覧というのを一枚紙で付けさせておりますので、ご確認をいただければ と思います。もしお手元にないようでございましたら、事務局にお申し出いただければと思います。

早速ですが、笹尾検査部会長に議長ということで、これからの議事の進行につきましてよろしくお願い致します。

○笹尾部会長 只今紹介いただきました笹尾です。役職ですので、この司会を務めさせていただきます。

終わりの時間が16時ということで指定されております。その範囲内で活発にご議論 をいただき、また円滑に運営していきたいと思いますので、よろしくご協力をお願い 致します。

それでは、座ったままで進行させていただきます。

まず、議事の最初でございますが、農林水産大臣からの諮問について、事務局より 説明をお願い致します。

○川本技術対策室長 お手元に12月13日付けの大臣名で、審議会会長、瀬尾会長あてに 諮問をさせていただいております。読み上げる形で諮問にさせていただきたいと思い ます。

## 「農業資材審議会に対する諮問について」

農業機械化促進法第14条第1号及び第2号の規定に基づき、下記の事項について貴 審議会の意見を求める。

1. 平成18年度において型式検査を行う農機具の種類(案)。

別添1ということで添付させていただいております。平成18年度において型式検査を行う農機具の種類は、重要性、普及状況等を勘案し17年度と同じ機種とするということで、別添2に10機種を掲載させていただいております。

2. 型式検査の主要な実施方法及び基準の改正(案)。

別添2に改正の内容ということで、それぞれ別紙1から10のとおりということで、 後のところに付けさせていただいておりますが、これにつきましては、後ほどその 理由を含めて改正案を説明させていただく予定ですので、省略をさせていただきた いと思います。

以上でございます。

○笹尾部会長 それでは、平成18年度において型式検査を行う農機具の種類並びに型式 検査の主要な実施方法及び基準の改正について審議を始めたいと思います。

これにつきましても事務局から説明をお願い致します。

○土屋課長補佐 私、農業機械の検査・鑑定を担当しております土屋と申します。私から配付された資料に基づきまして内容のご説明をしたいと思いますので、よろしくお願いします。座って説明させていただきます。

まず、お手元の資料1を見ていただければと思います。先ほど説明致しました審議、答申をしていただく内容の一つとして、「平成18年度において型式検査を行う対象機種について(案)」ということで、2ページの別紙1に農用トラクター(乗用型)、田植機(乗用型)、野菜移植機、動力噴霧機(走行式)、スピードスプレヤー、コンバイン(自脱型)、コンバイン(普通型)、ポテト・ハーベスター、ビート・ハーベスター、農用トラクター(乗用型)用安全キャブ及び安全フレームについて、17年度と同じ10機種を型式検査の対象としたいと考えております。

理由につきましては、農業機械の重要性、普及状況を勘案して現行機種と変わりはないこと、さらに追加するものも特にないということから、17年度と同一の10機種で18年度についても検査を実施したいと考えております。

続きまして、資料2-1をご覧いただきたいと思います。「型式検査の主要な実施方法及び基準の改正(案)の概要」ということで、詳細は後で説明致します。それから、審議官の挨拶の中でも一部触れられたと思いますが、検査の改正のポイントと内容を簡単にまとめてあります。1回目の審議会でもお話しましたように、規制改革・民間開放推進会議から昨年の12月に答申がなされ、内容は2行目にありますように、申請

者データの活用や民間委託など、農機具検査業務の民間開放をすべきであるという指摘を踏まえまして、いかに検査を効率的に簡素化を図るかという観点から、申請者データの活用、民間業務について対応を検討致しました。このことは、以下「方法基準」とありますように、いわゆる方法基準の変更が必要になったということでございます。

2番目のオフロード車の排出ガス規制への対応ということで、公道を走行しない、いわゆるオフロード車に対して排出ガス規制が来年から実施されますので、型式検査の対象機種の中に、前回説明したと思いますけれども、オフロード車に区分されるものがあることから、環境への配慮、型式検査に合格したものが排出ガスの基準をクリアしていないということもおかしなものですから、そういった整合性を図るという意味で、排出ガス性能試験を追加したいということであります。

なお、オンロード車につきましては、昨年の検査部会で審議をいただき、17年度からオンロード車に区分されるものについての排出ガス性能試験を実施しており、対応済みでございます。

改正の内容は、前回の検査部会の説明とダブりますので簡単に説明しますけれども、 申請者データの活用が図れるものについては、性能や耐久性で、安全性、公的機関で チェックが必要なものを除いたデータについて試験成績書を活用したいと考えていま す。これに当たっては方法基準の改正が必要ですということです。

それから、(2)民間への業務委託ということでありますけれども、生研センターで 測定できる範囲を超えた原動機については民間にやってもらうしかないだろうという ことで、民間委託について方法基準の改正を行うということでございます。

(3)環境負荷低減(排出ガス性能)の評価は、先ほどご説明しましたように、オフロード車に該当するものに対して排出ガス性能試験ができるように方法基準の改正をしましょうという内容でございます。

2ページに別紙1があります。この内容も前回皆様にお諮りしたものですが、大きく分けて2つの観点、つまり、申請者データ活用が可能な検査項目と、引き続き生研センターで行う検査項目については、先ほど説明しましたので詳しくは省略しますけれども、機械的なもの、安全性、同一条件、公的機関でチェックが必要なもので分けまして、各試験項目を引き続き生研センターで行うものと申請者データの活用を行うものに振り分けております。具体的な振り分けにつきましては後に資料がありますので、そこで見ていただきたいと思います。

別紙2ですけれども、民間委託可能な業務ということで、1が方法基準の改正が必要な内容です。機関排出ガス性能試験については、定格出力200kWを超えるものについての委託を行う試験ですが、これも方法基準の改正が必要です。

2、周辺業務のうち委託が可能なものとして、ほ場の選定や型式検査の説明業務、

農業機械による事故情報の収集、安全情報の収集、排出ガス及び農薬散布も含めた環境に係る情報の収集について、生研センターの現行の運用で実施できるということでございます。しかしながら、情報の収集に係る企画・立案、分析は生研センターで引き続き実施をしていくということでございます。

別紙3は機関排出ガス性能試験について解りやすくまとめたものです。いわゆるオフロード車排出ガス規制、それからオンロード車の排出ガスの規制がかかっているものということで、この両方に排出ガス性能のチェックをかけるということです。今回、方法基準を改正するものはオフロード車の部分ということでございます。

2番、具体的に一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質、それから粒子状物質に含まれる黒煙の濃度、こういったものを測定します。それから、供試機、試験に用いられている機械の原動機が基準をクリアしたものが載っているかどうかの確認をする、この2点になります。

排出ガスの基準ですが、ここにイからホに記載していますが、例えば定格出力が19kW(約26馬力)以上37kW(約50馬力)未満というように定格出力ごとに排出物質の規制値が決まっております。一番右側に目標の達成年度があります。18年度からは一番下のホの定格出力が大体177馬力ぐらいになりますが、この定格出力から順次排出ガス規制が平成18、19、20年というふうにかかっていくというものでございます。

(2) が黒煙の濃度です。これも定格出力ごとに黒煙の濃度の基準が決まっております。

備考欄に細かく書いてありますけれども、オンロード車の基準については道路運送車両法に基づく保安基準においては、12月2日に改正され、この基準値が告示されました。それから、第6次答申においてオフロード車はここに規制値が明記してありますが、当該規制値は特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の政令、告示、主務省令が、今後、具体的に決まりますので、これにより規制の詳細が確定するということでございます。

以下説明資料の中に、「○○の部分」が出てくると思いますけれども、これは特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の正確な告示等がまだ出ておりませんので、関係条文のところを「○○」というふうに標記しています。これをお含みおきいただきたいと思います。

具体的には資料2-2になります。これが審議会の答申のいわゆる方法基準の改正のものと同じものを付けてあります。1点違うのは、中身が複雑ですので、1ページ目に改正の整理表を付けました。10機種について、申請者データの活用、民間委託、オフロード排出ガス評価関係ということで基準を改正した中身を整理しております。

「〇」印の部分が申請者データを活用するものに該当するもの、それから、特に試験 成績書の活用可能な検査項目というところが各試験項目の具体的なものであります。 民間委託とオフロード車については、特定特殊排出ガスの規制等に関する法律に対応する機種に限って実施していこうということになりますので、農用トラクター、田植機、スピードスプレヤー、コンバインの自脱型・普通型というところに民間委託とオフロード車の排出ガス評価関係の対象機種の指定や、性能試験の規定の追加、排出ガス成分の規制値というものを盛り込んであります。

新旧表は、改正する箇所のみの表記ですので見にくいと思いますので、参考資料1に、私どもの方では「見え消し」と言っておりますけれども、全体の方法基準に修正を加えたものを解りやすく全文載せてあります。下線を引いてあるもの、見え消しで修正してあるものが10機種についての修正箇所です。これを簡単に説明していきたいと思います。

まず、別添1がトラクターです。3ページ目の(3)に供試機関の要件ということでアとイがあります。アが車両法、オンロードに係る部分です。前回、オンロードだけでしたので、わざわざ細かく規定する必要はなかったのですけれども、イにオフロード部分が入りましたので、道路運送車両法の規定に基づくものと、オフロード排出ガス規制法に基づくということで区分するために修正を加えてあります。

次に、4ページの(6)燃料及び潤滑油ということで、オンロード車とオフロード 車の燃料や潤滑油の規定を盛り込んであります。

(7)が測定計器ということで、排出ガスを測定するための機械の要件を盛り込んであります。

5ページの2-3「試験又は調査の省略」ということで、これが先ほど申し述べました申請者データの活用ということに対応した修正部分、追加部分でございます。この中で3行目あたりを見ていただきますと、依頼者が試験若しくは調査を行って作成した成績書に記載された成績を活用するということで、これが申請者データの活用になります。活用の対象となる範囲というのは、「カ 2-1の検査項目のうち次の試験項目については」というところです。先ほど一覧表で見ていただいた(ア)PTO性能試験、(イ) けん引性能試験というふうに対象になっているものをここに掲げてあります。

6ページ、2-4「試験の委託」ということで、排出ガス機関、排出ガス性能試験 を委託できますという規定を追加しております。そういう変更をしております。

7ページ、2-5-3「機関排出ガス性能試験」の後段の下線の部分にいわゆるオフロード車排出ガス規制法に基づく試験の技術基準を記載してあります。これはオンロード車と同じ技術基準ですので、目的以下については修正を加えておりません。従いまして、同じ技術基準で検査を実施するということになります。

そういった修正でございます。

14ページの検査の基準を見ていただきたいのですけれども、3-2「性能」という

ことで、評価基準を排出ガスの規制値に定められた値とする基準を盛り込んでおります。この規制値をクリアしないとだめですよということでございます。

次ページ以降同様の修正を加えております。

共通する部分が多いのですが、田植機についてもほぼ同じ内容でございます。一部違うところは、5ページの(5)で申請者データの活用ができるものということで、「ア、作業性能試験のうち繰出・吐出性能試験」、「イ 連続運転試験」の項目があります。これが田植機特有の場所です。

別添3は野菜移植機です。これについては、申請者データの活用ができるという基準の改正でございますので、3ページ目の「3-3 試験又は調査の省略」というところを改正しております。具体的な内容としては、4ページの(3)3-1で、連続運転試験については試験成績書の活用ができように加えております。

別添4は動力噴霧機です。これについても申請者データの活用についての改正でございますので、4ページの3-3で同様な改正がされております。対象範囲として、

(3)に耐圧試験、悪路走行試験ということで、ポンプの耐圧性と、悪路走行時の状態を見る試験、耐久性を見る試験について申請者データの活用ができますように改正しております。

別添5はスピードスプレヤーです。これは4ページ目、排出ガスと申請者データの活用ということで、トラクターと同様の改正になっております。試験省略のところは、6ページの(5)で悪路走行試験については申請者データの活用ができるよう改正してあります。後はトラクター同様の改正と同じでありますので、省略させていただきます。

別添6はコンバイン(自脱型)です。これについてはオンロード車、オフロード車両方の排ガス規制がかかりますので、それに対する改正です。それから、検査データの活用ということでは5ページの一番下の(5)に、連続運転試験については申請者データが活用できるように、以下、トラクターと同様の改正となっております。

別添7のコンバイン(普通型)です。これもオンロード車、オフロード車両方の排 出ガスのチェックということで、排出ガスに関連した改正です。それから、申請者デ ータの活用という観点から、6ページの(5)連続運転試験について試験成績書を活 用できるという改正にしております。後はトラクターと同様の改正でございます。

別添8はポテト・ハーベスターです。申請者データの活用を図る観点から、3ページ目、3-3の(3)連続運転試験が試験成績書を活用ができるということでございます。

別添9はビート・ハーベスターです。これもポテト・ハーベスターと同様です。 4 ページ目の3-3の(3)に連続運転試験については試験成績書の活用ができるという内容になっております。

最後に別添10の安全キャブ・フレームの規定であります。安全キャブ・フレームは、そのものが安全性の確保という観点のものですので、申請者データが活用できる内容としては、10ページ目を見ていただきたいのですが、安全フレームとその装着トラクターの取り扱いについては、安全フレームに装着可能なトラクターの範囲について申請者のデータを活用しようということです。安全キャブ・フレームの試験全体は基本的に強度試験であり、また、構造調査等とあわせて原則として生研センターで今後も実施していくことを考えております。ただし、搭載可能なトラクターのリストは、安全性には問題がないことから、メーカーから提出されたデータを活用しましょうということでございます。具体的には12ページのエ、4-1の調査項目の構造調査のうち、安全フレーム装着トラクターについて、調査書を作成した機械とするということで、この活用を図ろうということであります。もう少し具体的に解りやすく書いてあるのが4-5-1の2)に安全フレーム装着トラクターということで、いわゆる装着可能なトラクターの寸法、質量、輪距(タイヤの幅)、そういったもののデータを提出していただこうということでございます。

以上、10機種について改正内容を簡単にご説明しました。

それから、補足ですが、参考資料2をご覧ください。「申請者データの活用を図る型式検査についての整理表」ということで、只今説明しましたので、具体的な内容は省略させていただきますけれども、1ページ目のところに、各型式ごとに検査、試験の省略ができます。申請者データの活用ができますというものが「○」印で表示してございます。「×」印は安全性にかかわるもの、同一の条件下で実施しなければいけないもの、公的機関でチェックが必要なものということで、これは生研センターで引き続き実施するということから「×」を付けて整理をさせていただいております。その具体的理由及び検査方法は2ページ以降にまとめてあります。この一部については、前回の検査部会において、説明したと思いますので省略させていただきたいと思います。

参考資料3「依頼者が提出する試験成績書を活用するに当たっての必要な措置について」ということで、昨今、社会的に民間等でのデータや安全管理等について問題になっているということを踏まえ、型式検査において提出していただいたデータそのものの信憑性や適正化の確保という観点からどういった措置が必要なのかということで、1回目の検査部会のときに委員の方からご指摘を受け、検討してまいりました。この内容は、審議会の諮問に係る部分ではありませんけれども、申請者データの活用を図るための必要な措置をとるということで説明したいと思います。

2の(1)の①を見ていただきたいのですけれども、試験成績書の作成に用いた試験記録、試験機器とか装置等の整備記録、管理記録等の記録関係資料をメーカーに作成し保存していただく。こうして作成された記録関係資料は、合格型式が製造又は販売している間、それが終了してから5年間保存してもらうということにしております。

具体的には、参考図を見ていただいた方が説明が解りやすいと思います。

まず、生研センターが試験する項目というものがありまして、方法基準に基づいて 実機で検査を実施して、基準に基づいて合否を判定する。それから、依頼者が提出し た試験成績書の検査項目についても生研センターでチェックを実施し検査は省略しま すけれども、合否の判定までは省略しませんということでございます。必要に応じて、 只今、申し述べました記録、関係資料なりを提出していただく場合もある。それから、 依頼者が試験に用いた装置の記録、場合によってはそういったものの確認を行うこと を考えております。このような手続きを踏まえて最終的に合格・不合格を決めていこ うと考えております。

それから、合格した後の措置でありますけれども、事後検査という制度があります。これを十分に活用してチェックをしていこうということで、合格後に疑義が生じたような、例えば、試験成績書等に問題があるのではないかという場合は、事後検査を活用して、国が自ら検査職員が実機で確認する。実機の提出を求めて確認し、もし問題があり、これは不適合だと判断された場合には、農業機械化促進法に基づいて、審議会にお諮りし、審議をしていただいて合格を取り消すということです。この場合は官報に載せることになり、合格の取り消しが公になることから、メーカーの責任・責務というものが、そういう意味からも担保が図れるであろうということを考えております。

参考資料4を見ていただきたいのですけれども、提出していただく試験成績書につきましては、1ページ目にトラクターの試験成績書があります。実際には、検査データとして活用する内容は3ページ目の太線で、黒枠で囲っている部分になります。その値が出るまでの経緯を事細かく記載していただいて、生研センターの専門家の見地からそのデータの適正を見ていただこうということです。これに疑義が生じた場合は、さらにこの試験成績書を出すに当たっての記録、装置等をチェックしようと考えております。

具体的な装置につきましては、11ページ目に装置のリストを用意してあります。これはトラクターに係るものですけれども、検査装置・施設仕様一覧ということで、各試験項目ごとに必要な装置を記入してもらう。一番右側に書いてあるのが、現在、生研センターが試験のために使用している装置の仕様を例示的に書いてありますので、これと比較できるように空白の欄にメーカーが使用した装置、機械、施設を書いていただきチェックをしていこうと考えております。

以下、各機種ごとに試験が省略できる内容について、同様に細かくデータを出していただこうと考えております。

それから、最後になりますけれども、参考資料5ということで試験方法の解説版を つくりました。もともと型式検査は生研センターが自ら行うものということで、方法 基準については生研センターが見てわかるもの、メーカーが見てわかるものということでしたけれども、試験を実施するという観点から見ますとやはり少し解り難いということで、ここに解説版を作成しました。こういったものを参考にしていただいて、申請者データを提出いただいて、十分にチェックしていきたいと考えております。 以上でございます。

○笹尾部会長 どうもありがとうございました。

なお、この件につきましては、10月4日に検査部会の小委員会の方で検討していただいております。今日お越しいただいております瀧川専門委員からご報告をお願い致します。

○瀧川専門委員 それでは小委員会の結果報告をさせていただきます。

本年度の農業資材審議会農業機械化分科会検査部会小委員会は、平成17年10月4日 に開催されました。

事務局より平成18年度に行う型式検査の対象機種並びに型式検査の主要な検査方法及び基準の改正について、次のような提案、説明がありました。

1、平成18年度の型式検査対象機種については、農業機械化促進の重要性や普及状況等から考えて、現状では対象機種の変更の必要はなく、本年度と同様の10機種としたいこと。

2、型式検査の主要な検査方法及び基準については、検査の効率化の観点から、申請者データの活用が図られることや、検査業務の一部について民間委託が可能となるように改正を行いたいこと。ただし、安全性の確認に実機を用いることが必要な検査項目、収穫作業など同一条件下での検査が必要な検査項目、環境影響を評価する検査項目については、引き続き生研センターで直接検査を行うこと。

なお、申請者データを活用するに当たっては、信頼性確保が十分に図られるように、 データ取得までの関係資料や使用検査機器が適正であることを示す資料の保存を義務 づけること。生研センターが必要と認める場合には資料の提出を求めること、及び機 器については直接確認を行うこと。さらに事後検査の制度を活用して、型式検査合格 後に疑義が生じた場合には、方法基準に適合しているかを実機上で確認するなどの必 要な措置を行うこと。

3、オフロード車に対する排出ガス規制が平成18年度中に開始されることから、排出ガス規制に対応するために、規制の対象となる一部の型式検査対象機種について、検査項目に機関排出ガス性能試験を追加したいこと、というご説明がございました。

小委員会では、以上の提案について慎重に検討を行いました結果、平成18年度に行う型式検査の対象機種並びに型式検査の主要な検査方法及び基準の改正につきましては、事務局の提案どおりとすることを出席委員全員が了承致しました。

なお、本件以外で部会にこちらでご報告する特段の意見はございませんでした。

以上、ご報告申し上げます。

○笹尾部会長 只今、事務局の方からは資料に基づいてご説明いただきました。また、 それを受けた形で10月4日に開催されました検査部会の小委員会の方から瀧川専門委 員に小委員会での結論をご報告いただきました。

まだ時間も十分ございます。平成18年度において型式検査を行う農機具の種類並びに型式検査の主要な実施方法及び基準の改正につきまして、ご質問なりご意見をいただきたいと思います。よろしくお願い致します。

- ○五十嵐委員 農用トラクターですが、最近、新しい機種として後輪がクローラタイプ のものが出てきておりまして、私どももかなり販売しておりますけれども、これはど こに入るのでしょうか。
- ○土屋課長補佐 どこに入るかというのは、オンロード車なのかオフロード車なのかと いう意味ですか。
- ○五十嵐委員 農用トラクターという範疇の中でございますが、後輪の形状が違っておりますので、トラクターとしてざっくりとらえてもいいのかなという感じですが。
- ○土屋課長補佐 それは農用トラクターに該当します。トラクターとしての対象機種に なります。
- ○笹尾部会長 資料1の(別紙1)に「車輪式又は走行部がゴム製の装軌式のものに限る」という項目がありますが、多分これに入ると思います。 ほかにご質問ございますでしょうか。
- ○瀬尾委員 先ほど参考資料3で「信頼性の確保と疑義が生じた場合の措置」ということで、2の(1)の②で、合格した型式が製造又は販売を行っている間は記録を保存するということでしたが、「5年」という言葉が出たのですが、それはいかがでしょうか。
- ○土屋課長補佐 この資料は要約版ですので、方法基準の方には明記しております。例 えばトラクターでいきますと、5ページ目の2-3「試験又は調査の省略」というと ころで、真ん中辺になお書きがあって下線が引いてあると思います。これの2行目に 「当該供試機の型式の製造又は販売が終了した後5年間保存しなければならない」と いうふうに方法基準の方で書いてあります。
- ○瀬尾委員 「販売を行っている間」と書いてあるのですが。
- ○土屋課長補佐 間も保存しなければいけないのですけれども、最低、その後も5年間 はという意味でございます。
- ○笹尾部会長 ほかに質問ございませんでしょうか。 生研センターの方から何かありますか。
- ○児玉委員 今の関連ですが、この前の委員会の意見が反映されて必要な措置がとられたということでよいと思います。参考資料3の参考図のところでちょっとお伺いしま

すが、国の措置で事後検査というのがありますが、これは今もある制度なのか、もう 少し詳しく教えてもらえますか。

- ○土屋課長補佐 これは機械化促進法の中にありまして、現在、毎年定期的に検査しておりますけれども、国が実施するということになっております。国の職員を検査職員にしまして、私どものほかに、生研センターの職員を非常勤で国の職員と任命して、一緒にメーカーに行って、実機を見てチェックをしております。そこで不合格に至らないが修正の必要があった場合には、そこで助言なり指導して変更手続きを行っていただくということをやっております。従いまして、これを活用すれば、法律に基づき実機を提出するということも行えますので、本当に疑義が生じれば、徹底的に分解も含めて調査できるというシステムになっております。
- ○笹尾部会長 ほかにございますか。

前回からよく見直していただいて、特にご質問なり異論もないようです。

それでは、少し早いのですけれども、平成18年度の型式検査の対象機種並びに型式 検査の主要な実施方法及び基準の改正という諮問事項について、諮問のとおりとして よろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

○笹尾部会長 ありがとうございます。

ご賛同いただきましたので、それでは、農林水産大臣より諮問のありました「平成18年度において型式検査を行う農機具の種類」及び「型式検査の主要な実施方法及び基準の改正」につきまして、諮問どおり差し支えない旨を答申することに致します。

本日予定しておりました審議事項はこれだけでございますが、ほかに事務局の方からもしありましたら、追加していただければと思います。

○川本技術対策室長 ご審議、ありがとうございました。今ご審議いただいたことに関 しましては、新たな型式検査の方法基準のもとで実施をしていきたいと思っておりま す。

本日は本当にありがとうございました。

これをもちまして、農業資材審議会農業機械化分科会検査部会を終了させていただきます。ありがとうございました。